

アクセスFSA 第35号 (2005年10月)



企業会計審議会において、加古会長から意見書 を受け取る伊藤大臣 (10月28日)



財務局長会議において挨拶する伊藤大臣 (10月26日)

目 次

【トピックス】 ○ 金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
【法令解説】 ○ 「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する 法律施行規則の一部を改正する命令」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
【金融便利帳】 ○ 「Tier 1」、「Tier 2」 について・・・・・・・・・・15 【金融ここが聞きたい!】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
【お知らせ】 ○ 「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」の開催について
〜お金活き活き、まち活き活き〜・・・・・ 18 ○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
【 9月の主な報道発表等】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【トピックス】

金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)について

金融庁監督局は、本年9月2日、「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」を策定・公表し、併せて財務局に通知しました。これは、平成16年12月24日に公表された「金融改革プログラム」において、「信頼される金融行政の確立」のため「金融行政の透明性・予測可能性の向上」を図ることとし、その一環として、「金融庁の行動規範(code of conduct)の確立」を行うこととしたことを踏まえたものです。その主旨については、同プログラムで示されているように金融行政の軸足が不良債権問題への緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向のフェーズへと転換していく中で、金融庁や財務局等の監督行政に携わる職員の心構えを改めて内外に示し、監督行政に対する信認の確保に努めていくというものです。

本行動規範は、「I 金融監督の原則」と「II 監督部局職員の心得」から構成され、Iの原則では、金融行政の目的、自己責任原則と市場規律の確保、(監督の) 効率性、実効性、透明性、内外無差別について、II の心得では、国民からの負託と職務倫理の保持、(金融機関等による) 自主的努力の尊重、(監督部局職員の) 綱紀・品位、秘密の保持、公正・公平な監督の実施、面談等を行う際の留意点、行政指導等を行う際の留意点について定めています。

金融監督に当たっては、自己責任原則と市場規律の確保を基本とし、明確なルールに基づく公正で透明性の高い行政を効率的かつ実効性をもって進めていくことが求められており、金融機関等の監督に携わる職員は、本行動規範の I に掲げる原則を踏まえつつ、Ⅱに掲げる事項を心得とし、法令等に基づき日常の監督業務を厳正かつ的確に遂行していくことにより、監督行政に対する信認の確保に努めることとしています。

これらのことは、従来から監督行政に携わる職員が常に意識してきたことではありますが、今後とも、 本行動規範で示した原則や心得をもって、引き続き適切な監督業務の遂行に努めて参りたいと考えてい ます。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から<u>「金融監督の原則と監督部局職員の心得</u> (行動規範) について」(平成 17 年 9 月 2 日) にアクセスしてください。

有価証券報告書等の電子開示システム (EDINET) にかかる システム変更について

EDINET に関して利用者から寄せられた意見等を踏まえ、10月3日をもって以下のシステム変更を実施しました。

【システム変更内容】

1. 紙面で提出された大量保有報告書等の即日提供

紙面で提出された大量保有報告書等の書類について、書類が提出された当日中にインターネットにおいて閲覧することが可能となりました。

なお、EDINET 稼動(平成13年6月)以降に紙面で提出された書類についても、インターネットにおいて閲覧が可能となりました。

	現状	実施後
紙面での閲覧	受理した財務局において 閲覧可能	同左
閲覧室端末での閲覧	関見り能 翌日から閲覧可能	当日中に閲覧可能
インターネットでの閲覧	閲覧できない	当日中に閲覧可能

2. EDINET で提出された開示書類の即日提供

従来、EDINET で提出された開示書類は、インターネットでは翌日の午前零時以降から閲覧可能でしたが、これらの書類について、当日中に閲覧可能となりました。

	現状	実施後
閲覧室端末での閲覧	当日中に閲覧可能	同左
インターネットでの閲覧	翌日から閲覧可能	当日中に閲覧可能

3. 検索機能の拡充

インターネットサイトにおいて、従来の五十音検索、EDINET コード検索に加え、

- ・業種別に提出会社を検索できる「業種別検索」
- ・書類が提出された日付と書類の様式によって提出書類を検索できる「日付書類別検索」
- ・当日提出された書類を一覧できる「当日提出書類一覧機能」

が追加されました。さらに、五十音検索においては、提出者名を直接入力することで検索を行うことが可能になりました。

また、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書以外の EDINET に提出された開示書類全件について、全文検索を行うことができるようになりました。

(紙面で提出された開示書類は全文検索の対象外となります。)

4. 開示資料のダウンロード、一括印刷

インターネットサイトでは、平成 17 年 10 月 3 日 (月) 以降に提出された書類 (HTML ファイル) をシステムが PDF ファイル化し、当該ファイルを利用者端末にダウンロードすることにより、一括印刷、部分印刷が可能となりました。

※ 詳しくは、EDINET のインターネットサイト http://info.edinet.go.jp/にアクセスするか、金融 庁ホームページの「各種情報検索サービス (EDINET 等)」から「EDINET (電子開示)」、さらに「EDINET で提出された有価証券報告書等の閲覧」の順にアクセスしてください。

自己資本比率規制の一部改正に関する告示案について

【経緯】

わが国の金融機関においては、平成 11 年3月期決算から税効果会計が適用されています。税効果会計は、企業会計上の収益又は費用と、課税所得計算上の益金又は損金の認識時点に相違等がある中で、企業会計と税務会計の相違の調整を図るものです。具体的には、会計上は費用として計上されるが税法上損金とはならない費用(有税償却・引当)の部分は、将来課税所得の発生により損金として容認された時点で税額が減少することとなり、この部分が、いわば税金の前払いに相当するものとして繰延税金資産となります。近年、主要行を中心として不良債権処理が加速されたことなどから、この繰延税金資産が増加していました。

このような状況を踏まえ、繰延税金資産の自己資本への算入の適正化等については、金融再生プログラム等において「金融審議会において速やかに検討する」こととされました。これを受け、金融審議会金融分科会第二部会自己資本比率規制に関するワーキング・グループ(座長:池尾和人慶應義塾大学教授)において、法律、会計、税制など様々な観点から議論を行っていただき、合計 15 回の議論を重ね報告書をとりまとめました。

ワーキング・グループの報告書は、平成16年6月22日に開催された、金融審議会金融分科会第二部会(第17回)において部会報告「自己資本比率規制における繰延税金資産に関する算入の適正化及び自己資本のあり方について」として了承されました。

報告書においては、繰延税金資産の算入の適正化の必要性については、預金者保護等の観点から繰延税金資産の脆弱性は看過できず、「監督当局が早期是正措置がよりよく機能するよう自己資本比率規制における繰延税金資産の算入の適正化を行うことが適当との意見が大勢を占めた」とされています。

ただし、その際の留意点として、

- ① 算入の適正化に当たっては、マクロ経済政策の運営との整合性、金融システムの安定性、現状を考慮し、適当な経過期間を設けて段階的に実施していくことが望ましい。
- ② 算入の適正化の開始時期は、不良債権比率の半減目標を達成した以降とすることが望ましい。
- ③ 算入の適正化に当たっては、我が国よりも無税償却・引当の範囲が広いと考えられる国との税制の相違も考慮することが望ましい。

の3点が挙げられました。

金融庁では、このような報告書の内容を踏まえ、繰延税金資産の算入の適正化について検討を行った結果、平成17年9月22日、以下のような改正案を公表いたしました。

【改正案の対象となる銀行】

上記の検討経緯を踏まえ、「主要行」を対象としています。なお、主要行については、平成 17 年 3 月期決算において同プログラムに定める不良債権比率の半減目標を達成しており、算入の適正化を実施する環境が整っているものと考えられます。

(参考)「主要行」とは以下の銀行及び銀行持株会社を指します。

みずほフィナンシャルグループ、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、 三菱UFJフィナンシャルグループ、東京三菱銀行、UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、

三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行、りそなホールディングス、りそな銀行、

三井トラストホールディングス、中央三井信託銀行、住友信託銀行

【算入の適正化の内容】

自己資本比率規制における自己資本のうち、基本的項目(Tier 1)に占める繰延税金資産の割合 (上限)を18年3月末以降40%、19年3月末以降30%、20年3月末以降20%と段階的に引き下げ、 それを上回る分を基本的項目の額から控除することとしています。 ※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から「<u>自己資本比率規制の一部改正に関する</u> 告示案の公表について」(平成17年9月22日) にアクセスしてください。

自己資本のうち、基本的項目(Tier 1)については、本号内の金融便利帳: 「Tier 1」、「Tier 2」を参照してください。

金融行政アドバイザリー制度の導入について

金融行政アドバイザリー制度とは、国民から広く金融行政に関する意見や反響を的確に把握、収集することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民への積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的としており、本年3月に公表された金融改革プログラム「工程表」において財務局に設置することが盛り込まれていたところです。今般、同制度を導入し、各財務(支)局において以下のとおりアドバイザリーの委嘱を完了いたしました。

○ 金融行政アドバイザリー委嘱状況

委嘱者数 各財務(支)局5名、合計50名(うち女性18名)。内訳は次の通り。

①金融機関の利用者(中小企業経営者等)	15名
②商工会議所等の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等	14名
③消費者団体職員、地方公共団体(消費者相談窓口担当)の職員等	8名
④大学教授等の教育関係者 コンサルタント フィナンシャルプランナー等	13名

「金融行政アドバイザリー」には、

- ① 金融行政に関する意見等を報告いただく、
- ② 金融知識の普及、金融経済教育、利用者保護策、地域密着型金融の推進に係る取組み等金融行政に関する広報に参画していただく、

といった役割を期待しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から<u>「金融行政アドバイザリー制度の導入について」(平成17年9月14日)</u>にアクセスしてください。

金融庁の1年(平成16事務年度版)について

金融庁は、我が国の金融の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに金融の円滑を図ることを任務として、透明かつ公正な行政を行っています。「金融庁の1年(平成16事務年度版)」は、こうした金融庁の平成16事務年度(16年7月~17年6月)における様々な取組みを、制度の企画立案・検査・監督の各般にわたって取りまとめたものです。

平成 16 事務年度においては、平成 14 年 10 月に策定した「金融再生プログラム」を引き続き強力に推進した結果、「平成 16 年度末までに主要行の不良債権比率を平成 14 年 3 月期の半分程度に低下させ、不良債権問題を正常化する」との目標を達成し、本年 4 月のペイオフ解禁拡大も混乱なく実施することができました。

このように、我が国の金融システムを巡る局面が不良債権問題への緊急対応から、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面に転換しつつあることを踏まえ、金融庁は昨年 12 月に、平成 17・18 年度の 2 年間の「重点強化期間」を対象とした新たな金融行政の指針である「金融改革プログラムー金融サービス立国への挑戦ー」を策定・公表し、本年 3 月にはプログラムに盛り込まれた諸施策の具体的な実施スケジュールである「工程表」を策定・公表しました。この中で、今後の金融行政において、健全な競争の促進と利用者保護を図り、多様な金融商品・サービスを国民が身近に利用できる「金融サービス立国」を目指すこととしています。

更に、地域・中小企業金融の円滑化の観点から、中小・地域金融機関について、地域密着型金融の一層の推進を図るため、本年3月、これまでのアクションプログラムを引き継ぐ新たな<u>アクションプログラム</u>(地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム)を策定・公表しました。

今後は、「<u>金融改革プログラム</u>」及び「<u>工程表</u>」に盛り込まれた諸施策の着実な実施を通じ、金融商品・サービスの利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られ、地域経済にも貢献できるような金融システムを目指してまいります。

「金融庁の1年(平成16事務年度版)」が、国民にとって、金融庁並びに金融行政に対する理解を深めていただく一助となるとともに、今後の金融行政、金融システムのあり方について前向きな議論を共に進めるきっかけとなることを期待しています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から<u>「金融庁の1年(平成16事務年度版)について」(平成17年9月27日)</u>にアクセスしてください。

「金融機関の IT 活用状況実態把握アンケート」取りまとめ結果について

はじめに

金融庁では、7月8日から8月1日までの約1ヶ月間、各金融機関並びに業界団体の皆様のご協力の下、わが国で業務を行う全ての預金取扱金融機関・証券会社・保険会社を対象に「IT 活用状況実態把握アンケート調査」を実施し、その取りまとめ結果を去る9月30日に公表しました。まず、本アンケート実施にご協力頂いた関係者の皆様に対し、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

本コーナーでは、本アンケート調査実施の目的を示すとともに、約8割(839 社)から頂いた回答の取りまとめ結果の概要を紹介しながら、わが国の金融機関における IT 活用状況の実態をお伝えしていきます。

1. IT 活用状況実態把握アンケート調査の目的

金融庁が昨年末策定・公表した「金融改革プログラムー金融サービス立国への挑戦ー」には、IT の戦略的活用等による金融機関の競争力の強化に向けた、「金融機関の IT 投資プロセスの透明性確保、コストパフォーマンス及びリスクマネジメント能力の向上を促す方策の検討」が盛り込まれています。これを受け、本年3月に公表した「工程表」では、第一段階の取組みとして「金融機関における IT の活用状況について実情を把握すべくアンケート調査等を実施し、アンケート結果を取りまとめ、公表」する旨が盛り込まれました。

本アンケートは、こうした「金融改革プログラム」及び「工程表」の内容を踏まえ、各金融機関に対し、今後の IT 投資判断やビジネスモデルを構築する際の参考情報を提供するとともに、工程表で記した「IT 投資の効率化と IT の戦略的活用策についての実務家・有識者との意見交換」等での議論の材料とすることを目的として実施したものです。

もとより、金融機関が IT を如何に活用し、これに如何に投資していくかは、各金融機関の経営判断により決定されるものです。しかしながら、金融分野における IT 活用の実情を示す統計的情報が必ずしも十分でない現状において、こうした情報を行政が収集し取りまとめた上で公表することは、金融機関が自社の IT 投資の効率性やビジネス戦略上の位置付けの評価を行う上で参考となるものと考えられます。また、こうした全体像を示す情報を取りまとめることで、金融分野における IT 投資の実態について諸外国との比較検討等も可能となります。

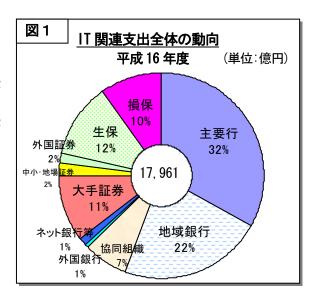
本アンケート調査は、こうした状況の下、個社ないし業界団体では収集困難な情報を取りまとめて公表し、各金融機関の今後の IT 投資判断等の参考として頂ければ幸いとの考えの下、実施したものです。

2. アンケート調査結果の概要

本アンケートは、わが国金融機関の IT 活用状況の実態を、

- ① IT 支出状況についての基礎的な計数、
- ② 費用対効果の観点からの IT 活用状況や問題点及び 今後の取組み、
- ③ 戦略的活用の観点からの IT 活用状況や問題点及び 今後の取組み、
- ④ 金融取引に関する共通のインフラについての現状 や問題点

の4つの切り口から調査しており、以下では、これらの 切り口に即して調査結果の概要をご紹介していきます。



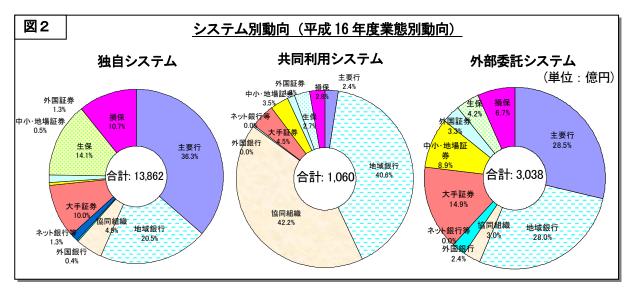
① 各金融機関の IT 支出の全体像

図1は、アンケート調査の結果明らかになった平成16年度末時点のわが国金融機関のIT関連 支出の全体像です。

これを見ると、わが国の金融機関の IT 関連支出の合計額は平成 16 年度末時点で約1 兆8,000 億円となっており、業態別には主要行3 割強、地域銀行2 割強、大手証券、生・損保、協同組織金融機関が各々1割前後といった状況が見て取れます。

次に IT 関連支出全体を独自システム・共同利用システム・外部委託システムの3つに分けて示したグラフが**図2**です。これを見ると、独自システム向け支出が全体の約75%を占め、最大の支出項目となっています。また、全体に占める金額は少ないものの、共同利用システムについては、概ね地域銀行・協同組織金融機関により支出されていることが分かります。

(注)独自システムとは、各金融機関が単独で開発、購入ないしリースしているシステムを、共同利用システムとは、複数の金融機関が業務系システムを共同開発・共同管理している場合等を、外部委託システムとは、各金融機関が外部ベンダー等にアウトソースする形で活用しているシステム(外部ベンダー等が開発したシステムであって、保守・運用も当該ベンダーが手がけているケースを含む)を指す。

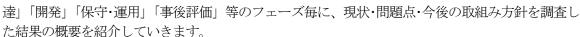


更に、IT 関連支出全体をソフトウェア開発費、ソフトウェアリース料、ハードウェア、ネットワーク、保守・運用の5つの支出別に動向を示したものが**図3**です。これを見ると、保守・運用関連の経費が最大の支出項目となっていることが分かります。

なお、業態別に見ると、主要行・大手証券・生保・損保はソフトウェア開発支出が多いのに対し、地域銀行・協同組織金融機関はハードウェア・ネットワーク関連支出が多いとの結果が得られました。

② 費用対効果の観点からの IT 活用状況や問題点 及び今後の取組み

次に、各金融機関が費用対効果の観点から IT をどのように活用しているかについて、「企画・立案」「調



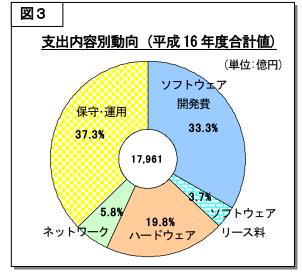
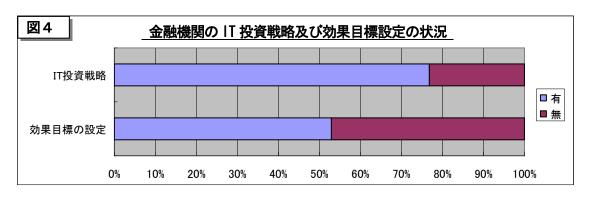


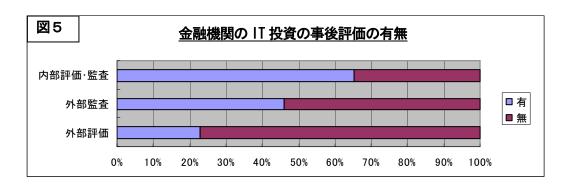
図4は、金融機関のIT投資戦略及びIT投資に係る効果目標設定の有無についての調査結果です。これを見ると、7割以上の金融機関がIT投資戦略を策定しているものの、効果目標の設定については5割程度に止まっていることが分かります。また、「企画・立案に当たって直面する問題点」に関しては、「投資効果に対する妥当性の判断が困難(自社の投資判断を検証する外部の客観的な基準がない)」等の回答が多く寄せられたところです。一方、既に効果目標を設定している金融機関からは、「ROI・ROA・ROE・内部収益率・損益分岐点・正味現在価値等の指標を定量目標として活用」、「投資案件を4つのカテゴリー(現状維持・質の向上・コスト削減・収益向上)に分類し、カテゴリー別に期待される効果(財務的効果・非財務的効果・機会損失防止効果)を設定」等のコメントが寄せられました。



「調達」段階では、「調達に当たっての重視事項(複数回答可)」に関して、業態・規模を問わずほぼ全ての金融機関が「コスト」を重視していると回答しています。また、「調達に当たってのコスト低減についての取組み(複数回答可)」については、「競争入札の積極的活用」(52%)、「他社が多く導入しているシステムの導入」(39%)、「同業他社へのヒアリング」(38%)という回答状況となっています(括弧内は、当該項目に該当すると回答した金融機関の割合。以下同様)。「調達に当たっての具体的な問題点」に関しては、「システムがブラックボックス化しているため、開発工数・価格・内容等の妥当性が検証できない」との回答が多く見られました。

「開発」段階では、「開発工程管理のための取組み」に関して、「役員会への定期報告」(61%) 「プロジェクト管理規定の整備」(45%)、「プロジェクトマネージメントツールの導入」(20%)とい った回答状況となっています。「開発に当たっての具体的な問題点」については、「これまで、全体 最適の観点から開発を行うことなく、システム毎に別々の設計思想に基づいてシステム開発を実施 してきたため、結果として、開発コスト及びメンテナンスコストの高止まり、変化に対する硬直性 を招来」「専門知識をもつ人材及びプロジェクト管理できる人材の不足・高齢化」等の回答が寄せ られました。一方、成功例としては、「システム専門部門だけでなく、ユーザー部門及び関係先も メンバーとした定例工程会議を開催することにより、プロジェクト管理に成功」「企画から設計、 開発・テスト、検証までをルール化した「開発工程標準」を策定することで、工程管理の徹底に成 功」といった回答が寄せられています。 IT 関連支出の最も多くを占める「保守・運用」段階では、 金融機関の「保守・運用経費低減に向けた取組み(複数回答可)」に関して、「SLA(Service Level Agreement)の導入」(41%)、「ライフサイクルコストに基づく調達」(28%)等の回答が寄せられました。 なお、これらの項目は「今後取り組みたい項目」としても多く挙げられています。「保守・運用に当 たっての問題点(複数回答可)」に関しては、「当初想定外の保守が必要になるケースが多い」(36%)、 「保守運用経費が当初の想定を大きく上回る」(14%)の他、「サポート期間が短い」、「ベンダーによ る価格設定が不透明」といった回答が寄せられています。

最後に、「IT 投資の事後評価」段階については**図5**に取組み状況を示しました。これを見ると、 内部評価・監査を実施している金融機関は7割弱、外部監査を実施している先は5割弱、外部評価 を実施している先は2割強、となっています。なお、外部監査については監査法人による会計監査 の一環として実施しているとの回答が多くを占めています。

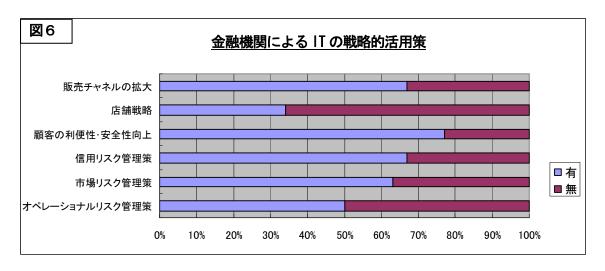


③ 戦略的活用の観点からの IT 活用状況や問題点及び今後の取組み

戦略的活用の観点からの IT 活用状況については、「販売チャネルの拡大」「店舗戦略」「顧客の利便性・安全性向上」「リスク管理」の項目毎に現状や問題点等を調査しました。

この中で、各金融機関が IT 投資で重視している目的を見ると、「顧客の利便性・安全性向上」に関しては、昨今の偽造カード問題への対応や個人情報保護法施行に伴い、総じて高い優先順位となっています。 図6は、上記各項目を目的とした IT 投資の有無をまとめたものです。

各項目について、「戦略的活用を目的とした IT 投資に取り組めない理由」としては、「費用、人材、知識不足」や「セキュリティー面からの不安」、「費用対効果分析が困難」といった回答が寄せられました。



④ 金融取引に関する共通のインフラについての現状や問題点

最後に、全銀ネット・日銀ネット・取引所システム等、金融取引に関する共通の IT インフラについて寄せられた意見を紹介します。

アンケート結果を見ると、金融機関の「コストパフォーマンスの観点からの現状への満足度」は「満足している」が 30.5%、「満足していない」が 21.6%、「どちらともいえない」が 47.9%との結果となりました。「満足していない」理由としては、「回線利用料が高い、容量が少ない」との声が多く、今後の希望としては、「ネットワークの高速化・低価格化及びセキュリティーの確保」が多く挙げられています。

一方、「戦略的活用の観点からの現状への満足度」については、「満足している」が 26.1%、「満足していない」が 23.1%、「どちらともいえない」が 50.8%と、「コストパフォーマンスの観点からの現状への満足度」に対する回答とほぼ同様の傾向が見られました。「満足していない」理由としては、「異業種間の業務提携等の IT インフラが不十分」、「取引に係る処理能力・スピードが顧客の求める水準に達していない」等との回答が見られ、今後の希望として、「拡張性・柔軟性・汎用性の高いインフラの整備」等の声が寄せられています。

4. おわりに

以上、「金融機関による IT 活用状況実態把握アンケート」の取りまとめ結果の概要を簡単に紹介してきました。本アンケート調査により、金融機関の IT 活用状況は「情報セキュリティーの確保」「業務の効率化」といった項目の優先度合いが、「店舗戦略」や「販売チャネルの拡大」等の収益拡大を目指した項目の優先度合いを総じて上回る現状にあること、IT 投資に係る事前・事後の効果判定基準の策定、部分最適から全体最適へ向けた全社的なプロジェクト管理手法の確立等に関して多くの金融機関が今後の課題と指摘していること等が判明したところです。

いずれにしても、「金融改革プログラム」において謳われている「利用者の満足度の高い望ましい金融システム」を目指す上で、IT 果たす役割は大きいと考えられます。本アンケート調査結果が、こうした「望ましい金融システム」実現に向けて、各金融機関が、各々のビジネスモデルに沿ったITの戦略的活用策を検討・実行される際の参考となれば幸いです。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、「金融機関の IT 活用状況実態把握アンケート取りまとめ結果について(平成17年9月30日)」にアクセスしてください。

金融庁における業務・システム見直し方針について

従来の行政事務のIT化は、既存の業務及び制度を前提としたものにとどまり、IT導入に当たって、業務の制度面・運用面からの見直し、さらに見直しに基づいた新たな業務の処理形態に対応したシステムの構築・運用に関する取組が不十分でした。また、情報システムの整備についても、各府省に共通する業務、類似の業務に関して各府省において制度との整合性は図りつつも、区々にシステムの整備・運用が行われているなど、IT導入による業務・システムの最適化が十分に図られているとは言い難い状況にあります。

このような認識の下、政府は、2003年(平成15年)7月17日に策定され、2004年(平成16年)6月14日に改定された<u>電子政府構築計画</u>の中において、各府省に共通する業務・システム及び個別府省の業務・システムについて、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化、業務の外部委託などを内容とし、業務処理時間や経費の削減効果(試算)を数値で明示する最適化計画を2005年度末(平成17年度末)までに策定することとしています。

また、各業務・システムの最適化計画の策定に向け、当該最適化の基本理念及び具体的な改革事項を 内容とする業務・システムの見直し方針を遅くとも2005年(平成17年)6月までに策定し、政府全体に おける業務・システムの最適化の具体的な取組事項について、その全容を明らかにするとしています。

これを受けて、金融庁においては、次に掲げる業務・システムについて、2005 年(平成 17 年) 6月 29 日に<u>業務・システムの見直し方針</u>を策定しました。

業務の名称	システムの名称		
金融検査及び監督業務	金融検査監督データシステム		
金融快宜及り監督未務	モニタリングシステム		
証券取引等監視等に関する業務	証券総合システム		
疑わしい取引の届出に関する業務	特定金融情報データベースシステム		
有価証券報告書等に関する業務	E D I N E T (Electronic Disclosure for		
	Investors' NETwork)		

これらの特徴として、「金融検査業務及び監督業務」や「証券取引等監視等に関する業務」においては、関連部局間での適切な情報共有やシステム間の連携強化、「疑わしい取引の届出に関する業務」においては、事務作業の電子化と分析機能の強化、「有価証券報告書等に関する業務」においては、XBRL (eXtensible Business Reporting Language: 財務情報を効率的に利用可能なコンピュータ言語)の導入による利用者の利便性向上、等を行うこととしています。

また、各業務・システムの見直し方針において、情報セキュリティに関する社会的要請、技術的動向を踏まえつつ、セキュリティに関する運用・システムについて専門的見地から継続的に精査し、システム面・運用面から必要な措置を講じるとしています。

今後は、業務・システムの見直し方針を具体化する業務・システム最適化計画を、2005 年度末(平成17年度末)までのできる限り早期に策定します。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「金融庁について」から「行政情報化推進」(「行政情報化推進」の「<u>金融庁における業務・システム見直し方針について(平成17年8月16日)</u>」)にアクセスしてください。

また、電子政府の推進についての政府全体の取組について、詳しくは「<u>電子政府の総合窓口</u>」の「電子政府について」にアクセスして下さい。

電子政府 (e-Gov) 利用促進への取組みについて

電子政府の構築は、行政のあらゆる分野でコンピュータやネットワークなどの情報通信技術(IT)を活用することにより、手続きに係る利用者の負担の軽減や、行政の効率化の促進など、国民の利便性の向上と行政運営の効率化等を実現することを目的としています。

これまで、国の行政機関が扱う申請・届出等手続のほとんどをオンライン利用可能とするなど基盤の整備に努めてまいりました。今後は、この整備された基盤を活用し、いかに「利用促進」を図っていくかが重要な課題となっています。

電子政府の利用促進を図るためには、利用される方々の視点に立ったシステム整備、サービスの改善などとあわせて、各府省庁が緊密に連携協力していくことが不可欠です。政府全体の取組として、体験イベントや説明会の実施、ホームページや新聞・雑誌でのお知らせなど、より効果的な広報・普及活動を推進していくよう取組を進めてまいります(「電子政府・電子自治体」の体験イベント(総務省主催)につきましては電子政府の総合窓口(e-Gov)内にある「お知らせ」のコーナーをご覧下さい)。

本年度は10月21日(金)から10月27日(木)を「電子政府利用促進週間」とし、その期間を中心に各府省庁で広報・普及に取組んでまいります。金融庁においても、この一環として、電子政府の広報・普及活動などを効果的に実施していく予定です。

※ 電子政府の総合窓口である e-Gov について、詳しくは金融庁ホームページ内の「電子政府の総合窓



をご覧ください。

【法令解説】

「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用 の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」について

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(以下「本人確認法」という。)に規定する金融機関等による本人確認方法として、公的個人認証サービスを利用した方法を追加するため、同法の施行規則を改正し、10月11日より施行しました。

1. 改正の趣旨

公的個人認証サービス制度は、都道府県知事が発行する電子証明書を利用して、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」(以下「公的個人認証法」という。)に基づく電子認証業務を行うことにより、オンライン申請等に必要な個人認証サービスを提供するものです。当該サービスに利用される電子証明書(以下「公的電子証明書」という。)は、公的個人認証法に基づく電子署名が行われることによる改ざん防止、有効性の確認が行われており、本人確認法における金融機関等による顧客等の本人確認を行う際の本人確認書類と同等の信頼性が確保されています。

こうした電子証明書を利用して行われる公的個人認証法に基づく電子認証業務は、既に本人確認法 上の本人確認方法として認められている「電子署名及び認証業務に関する法律」(以下「電子署名 法」という。)に基づく電子認証業務と同等の業務であり、本人確認法上の本人確認方法として追加 しても特段の支障がないことから、今般、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の 不正な利用の防止に関する法律施行規則」(以下「本人確認法施行規則」という。)の一部を改正し、 公的個人認証サービスを利用した本人確認方法を追加することとしました。

(注) 本件は、I T政策パッケージ 2005 - 世界最先端の I T国家の実現に向けて - (平成 17 年 2 月に I T戦略本部で決定)において、行政サービスの推進すべき事項の一つとして「公的個人認証サービス・住民基本台帳ネットワークの利用・活用の推進」が掲げられており、その具体的取組みのひとつとして挙げられている、「特定認証業務を行う金融機関等による口座開設時等の本人確認資料としての公的個人認証サービスによる電子証明書の導入等について 2005 年度末までのできる限り早期に結論を得る。(総務省、金融庁及び関係府省)」に対応するものです。

2. 改正の概要

本人確認法施行規則第3条に規定する金融機関等による顧客等の本人確認を行う方法として、以下の公的個人認証サービスを利用した方法を追加しました。

(1) 顧客等から、①都道府県知事が発行した公的電子証明書及び②当該電子証明書により確認される電子署名が行われた預貯金契約等の締結等の取引に関する情報の送信を、③公的個人認証法第 17 条第4項に規定する署名検証者である金融機関等が発行する電子証明書の発行申請に関する情報の送信と同時に受ける方法。

この場合において、金融機関等が公的個人認証法第17条第1項に規定する行政機関等である場合(日本郵政公社、商工組合中央金庫の場合)には、①及び②の送信を受けることで足ります。 なお、金融機関等とは、本人確認法第2条に規定する金融機関等をいいます。

(2) 顧客等から、①民間認証事業者が発行し、かつ、当該民間認証事業者が行う特定認証業務の用に供する電子証明書(以下「民間電子証明書」という。)及び②当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた預貯金契約等の締結等の取引に関する情報の送信を受ける方法。

民間認証事業者とは、公的個人認証法第 17 条第 1 項の規定により総務大臣が認定した者をいい、顧客等の依頼により①の民間電子証明書を発行することが可能です。

特定認証業務とは、電子署名法第2条第3項に規定する特定認証業務をいいます。

本人確認法上の本人確認資料として利用できる①の民間電子証明書とは、公的電子証明書又は電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第5条に規定する方法により発行されたものに限ることとします。

(参考)

・公的個人認証サービス

http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/kojinninshou.htm

- ・「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」(公的個人認証法) http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/kiso/k05_06.htm
- ・ IT政策パッケージ 2005-世界最先端のIT国家の実現に向けて-

(平成17年2月にIT戦略本部で決定)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/050224/050224pac.html

【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今回のキーワードは「Tier 1」、「Tier 2」です。

自己資本比率規制は、銀行が保有するリスクに見合う最低自己資本を維持することにより、その健全性を確保し、破綻を回避することを通じて、信用秩序を維持し、預金者保護を図るための制度です。

自己資本比率規制の算式の分子の部分が自己資本であり、金融機関が損失を被った場合に、損失を吸収するためのクッション(リスクバッファー)の役目を果たします。自己資本として質の高いものが基本的項目(Tier 1)、それ以外が補完的項目(Tier 2)に区分されます。例えば、資本金、法定準備金、剰余金などはTier1に算入されます。劣後ローンや劣後債は、基本的な性格は負債ですが、万一、その債務者が破産した場合などには、他の一般の負債よりも返済が後回しになるなど自己資本的な性格も持っています。そこで、金融機関の自己資本比率の算定上、劣後ローンや劣後債はTier 2 に算入されることが認められています。有価証券の含み益もリスクバッファーとなりうるので、その45%をTier 2 に算入することが認められています(国際基準行のみ算入可)。ただし、Tier 2 については、Tier 1 と同額までしか算入できません。

一方、分母については、資産の種類に応じたリスク・ウエイトを掛けた額の合計とすることとされています。リスク・ウエイトは、たとえば現金や国債は0%、金融機関向け債権は20%、抵当権付住宅ローンは50%、通常の事業法人向け債権は100%などとなっています。

自己資本比率規制は、上に述べたようにして算出される分子と分母から割り算で導き出される自己資本比率が、海外に営業拠点を持って国際的に業務展開をしている金融機関については国際統一基準として8%以上、海外営業拠点を持たない国内金融機関については国内基準として4%以上を維持することを求めるものです。

なお、金融庁では現在、昨年6月末にバーゼル銀行監督委員会から公表された新しい自己資本比率規制 (バーゼルII) にもとづき、自己資本比率告示の見直し作業を行っているところです。

自己資本比率規制の計算式

(国際統一基準:海外営業拠点を有する金融機関)

[算 式]		
	基本的項目 + 補完的項目 - 控除項目	
自己資本比率=		 ≧ 8%
	リスク・アセット	(国内基準行は4%)

【金融ここが聞きたい!】

- ※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答(Q&A)などの中から、時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「記者会見概要」のコーナーにアクセスしてください。
- Q: 「金融再生プログラム」時代から話題になっていた案件である大手行を対象にした繰延税金資産の算入上限のルールが発表されましたが、改めてお考えをお伺いしたい。また、かつては劇薬という言われ方もしたが、今回の導入にあたっては割と各行の経営体力に注意を払ったような感じを受けるが、その辺りの変化についてお考えをお聞かせください。
- A: 「金融再生プログラム」の残された重要な課題として、この繰延税金資産の算入の適正化の問題があったと思います。それを踏まえて「金融改革プログラム」においても、この取組みについて「工程表」にも盛込ませていただきました。今お話があったように「金融再生プログラム」策定当時からこの点について大変議論になったところです。金融システムの健全性を実現していくための三つの大きな柱の一つとして、資本の充実という観点の中で、この問題について様々な角度から議論をし、金融審議会においても議論が続けられて、そして報告書が提出されました。

私共としては「金融再生プログラム」の不良債権比率の半減目標が達成されたことを受けて、報告書の趣旨を踏まえて十分な検討を行い、今般「主要行の自己資本比率規制における繰延税金資産の算入の適正化に関わる告示案」をパブリックコメントに付させていただきました。私共としては今般の措置が自己資本の質の向上を通じて、我が国の金融システムの更なる安定に資するものになると考えています。

(平成17年9月27日(火) 閣議後記者会見 抜粋)

- Q: 損害保険会社の不払い問題について、調査を要請したとのことですがその概要と報告結果はどのような形で公表される予定ですか。また、生命保険の場合は過去5年に遡っていましたが、損害保険の場合は区切りはあるのですか。
- A: 今般、損害保険会社において臨時費用保険金等を中心とする付随的な保険金等について、追加的な支払いを要する事案が多数判明したことは、誠に遺憾なことだと考えています。このような事態を踏まえ、金融庁としては、本日全ての損害保険会社に対し、追加的な支払いを要するものの件数、及びその対応状況、並びに追加的な支払いを要するに至った発生原因分析及び再発防止策について、報告徴求を行うことといたしました。

本件については、まずは損害保険会社各社において自ら適切な保険金等の支払い管理態勢等の構築に努めることが重要であり、そのための自主的な検証がされてきたところですが、金融庁としてはこの問題についての、統一的・包括的な取組みを確実にするために、このような一斉報告徴求を行うこととしました。

報告については、10月 14 日までにいただきたいと思っています。各社において自主的に点検検

証がされていますし、一部公表されているところですので、10月14日までに報告をしてもらい、 その報告を受けて内容をよく精査した上で、何らかの形で公表する方向で検討したいと思っています。

区切りとしては、3年という期限を考えています。今の商法の規定ですと請求権が確か2年ですから、契約者保護の観点から十全を期すために3年という期間の中で、各損害保険会社において検証していただきたいと思っています。

(平成17年9月30日(金) 閣議後記者会見 抜粋)

【お知らせ】

「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」の開催について

~お金活き活き、まち活き活き~

金融庁は、財務局(近畿、関東)、地方公共団体(大阪府、千葉県)との共催により、地域の住民の方々を対象に、身近な地域社会の活動を通じて、お金の使い方を考えることの重要性について理解を深めてもらうためのシンポジウムを大阪府、千葉県で開催します。

本シンポジウムは、「地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携」を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体(大阪府、千葉県)への支援の一環として開催するものです。

記

1. 大阪シンポジウム

- 開催日時 平成 17 年 12 月 17 日 (土) (午後 1 時 30 分~午後 4 時 30 分)
- 開催会場 クレオ大阪北(大阪市立男女共同参画センター北部館)ホール (大阪府大阪市東淀川区東淡路1丁目4番21号)
- **主** 催 金融庁、近畿財務局、大阪府
- **後 援** 内閣府、文部科学省、金融広報中央委員会、大阪府金融広報委員会 (いずれも申請中)
- プログラム(予定)
 - 13:00~ 開場・受付
 - 13:30 主催者挨拶(近畿財務局長)
 - 13:40 基調講演(金融庁幹部)
 - 14:00 パネルディスカッション・プレゼンテーション(敬称略)

コーディネーター

藤沢 久美(シンクタンク・ソフィアバンク副代表)

パネリスト(順不同)

生島 ヒロシ (キャスター)

川北 英隆 (同志社大学政策学部教授)

高見 一夫 (NPO 法人おおさか元気ネットワーク副理事長)

プレゼンテーター

金融経済知識の普及活動の実践者

金融経済知識の習得に取り組んでいる方

地域再生計画「大阪元気コミュニティ創造サポート計画」関係の活動者

16:30 終了

○ 定 員 300 名程度

2. 千葉シンポジウム

- 開催日時 平成 18 年 1 月 28 日 (土) (午後 1 時 30 分~午後 4 時 30 分)
- 開催会場 ホテルスプリングス幕張スプリングスホール (千葉県千葉市美浜区ひび野1丁目11番地)
- 主 催 金融庁、関東財務局、千葉県
- **後 援** 内閣府、文部科学省、金融広報中央委員会、千葉県金融広報委員会 (いずれも申請中)
- プログラム(予定)

13:00~ 開場・受付

- 13:30 主催者挨拶(関東財務局長)
- 13:40 基調講演(金融庁幹部)
- 14:00 パネルディスカッション・プレゼンテーション(敬称略)

コーディネーター

藤沢 久美(シンクタンク・ソフィアバンク副代表)

パネリスト(順不同)

神戸 孝 (FP アソシエイツ&コンサルティング㈱代表取締役) 中原 秀登 (千葉大学法経学部教授)

他1名(調整中)

プレゼンテーター

金融経済知識の普及活動の実践者 金融経済知識の習得に取り組んでいる方 地域再生計画「地域の活力・中小企業再生プラン」の実践者

16:30 終了

○ 定 員 300 名程度

3. 応募要領

お金の使い方や地域社会の問題に関心をお持ちの一般住民の方からの参加を募っております (参加費無料)。

申込みにあたっては、大阪府又は千葉県のホームページ若しくはハガキ、FAX、E-mail により受付をします。席に限りがありますので、申込み期限内であっても、定員になり次第、受付を締め切らせていただきます。あらかじめご了承ください。

〇 大阪シンポジウム

大阪府ホームページ

http://www.pref.osaka.jp/kikaku/chiikisaisei/index.html (10月31日(月) から)

・ 参加申込みに関する問合せ先

大阪府企画調整部企画室事業調整グループ

(TEL 06-6941-0351 (内線4412・4414))

〇 千葉シンポジウム

千葉県ホームページ

http://www.pref.chiba.jp/syozoku/f keishi/sinpo.html (12月1日(木) にアップ予定)

・ 参加申込みに関する問合せ先

千葉県商工労働部経営支援課金融支援室

(TEL 043-223-2707)

大臣・副大臣・政務官への質問募集中

アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけれど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「ご意見箱」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45 行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが 100 字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を 予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新 着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、「新着情報メール配信サービ ス」へどうぞ。

【9月の主な報道発表等】

2日(金)

アクセス

金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)を公表

アクセス

金融庁人材強化プログラムを公表

アクセス

投資サービス法における投資者保護のあり方の中間整理に対する意見募集

アクセス

ゲット證券株式会社に対する行政処分

6目(火) アクセス 三井住友フィナンシャルグループ、もみじホールディングス、九州親和ホールディ ングスの経営健全化計画の見直し

7日(水)

アクセス

- 株式会社グランリッツに対する行政処分(関東財務局長処分)
- 第7回貸金業制度等に関する懇談会開催
- 第9回保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム開催

アクセス 8日(木)

ADインベストメント・マネジメント株式会社に対する投資信託委託業者の認可

9日(金)

アクセス

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について(追加要請その35) を発出

アクセス

- 株式会社朝日信託に対する信託業の免許
- 第11回企業会計審議会監査部会開催

アクセス 14日(水)

金融行政アドバイザリーの委嘱を公表

16 日(金)

アクセス

- 野村證券株式会社に対する投資一任契約に係る業務の認可
- アクセス
- 株式会社関東つくば銀行の金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法に基 づく経営基盤強化計画の変更の認定

アクセス

- 現行規制に係るご意見一覧を公表
- アクセス
- 電子開示システム(EDINET)にかかるシステム変更を公表
- アクセス
- ファイナンシャル・ワン株式会社に対する行政処分(関東財務局長処分)
- 第3回金融審議会金融分科会第一部会公開買付制度等ワーキンググループ開催

20 日(火)

アクセス

公認会計士の懲戒処分

アクセス 21 日(水)

フィリピン・ナショナル・バンク東京支店に対する行政処分

22 日(木)

アクセス

株式会社富田国際商事に対する行政処分(関東財務局長処分)

アクセス

自己資本比率規制の一部改正に関する告示(案)の公表(パブリック・コメント)

26 日(月)

アクセス

株式会社きらやかホールディングスの設立認可

アクセス

株式会社殖産銀行及び株式会社山形しあわせ銀行の産業活力再生特別措置法に基づ く事業再構築計画の認定

アクセス

株式会社三井不動産レジデンシャルファンドマネジメント及び森ビル・インベスト メントマネジメント株式会社に対する投資信託委託業者の認可

27 日(火)

株式会社サンワ・トラストに対する行政処分(関東財務局長処分)

アクセス

- 金融庁の1年(平成16事務年度版)を公表
- 三菱東京フィナンシャルグループとUFJホールディングス及び三菱信託銀行と UFI信託銀行の合併認可書交付

28日(水) <u>アケセス</u> ・ 株式会社ブルー・エスト・オービットに対する行政処分(関東財務局長処分) ・ 株式会社エクスチェンジトレードに対する行政処分(近畿財務局長処分)

29日(木) ・ 第4回金融審議会金融分科会第一部会公開買付制度等ワーキンググループ開催

 30 日(金)
 アクセス
 ・ 日立キャピタル信託株式会社に対する信託業の免許

 ・ 金融機関 I T活用状況実態把握アンケート取りまとめ結果の公表

※ アクセス マークのある項目につきましては、 アクセス から公表された内容にアクセスできます。